

4. 松方正義の中央銀行設立構想

(1) 正貨流出防止の建議

松方正義は、西南戦争以降のインフレーションに対処しようとする大隈重信の諸建議・施策に対する批判者として描かれことが多い。彼は、明治維新以来、明治25年8月に官を辞するまでの間、数多くの財政金融上の建言・意見書を作成しているが、そのうち、正貨流出の激しかった明治8年（1875年）の9月、大蔵輔心得として執筆した「通貨流出ヲ防止スルノ建議」は、松方が終始掲げた政策目標である不換紙幣の消却、兌換制度の確立、準備金の増殖を提唱したものとして注目されている。⁽¹⁾

この正貨流出防止に関する建議において松方は、当時政府が最も懸念し、その対策に腐心していた金銀貨流出の原因として次の5点を挙げていた。第1に、輸出入の赤字を正貨で埋めざるをえないこと、第2に、外国品に対する需要が大きいこと、第3に、洋銀が通用し本位貨幣である金貨の地位が確定しないこと、第4に、「内国楮幣ノ額巨多ニシテ現貨ニ交換セサル」こと、第5に、多額の外債消却と在外政府職員・留学生の費用等の支出があることである。したがって、松方が正貨の流出を防ぐ方策として、①関税自主権の回復、②外国品購入の抑制、③金貨による海關稅納付の義務づけ、④紙幣の消却と正貨兌換制の採用、⑤輸出代金による外債の償還の5点を提唱したのは当然であろう。

このように不換紙幣の過剰発行を正貨流出原因の一つとして指摘し、それに対応する施策として紙幣消却・兌換制・準備金増殖を主張した点は、「それまでの財政官僚の諸建議にはみられない卓見ともいえる」と評価されている。⁽⁴⁾ その点について松方の主張をやや詳細にみると、彼は次のように述べている。⁽⁵⁾

紙幣は金銀銅貨のように固有の価値を有するものではなく、その紙面上に若干の金額を記載した証書のたぐいにすぎない。したがって、紙幣を保有する者の要求に応じて現実の貨幣（現貨）と交換しなければ、決して流通手段としての用を

果たすことができない。もし通用するとしてもそれは「僥倖」にすぎず、一朝事あれば現貨と不換紙幣との間に値開きが生ずることは明らかである。アメリカのような大国においても、不換紙幣の価値が額面金額の数分の一にまで低下したことがあり、現在でも1割3分ぐらい低落している。このためいろいろな弊害が生じ、産業は衰退し国民は筆舌に尽くしがたい困難に陥った。

現在のわが国紙幣流通額はおよそ9000万円余に達しているが、これに対応する現貨を保有することができないだけでなく、旧貨幣の半ばは既に海外に流出してしまったし、新鋳造貨幣も何千万円と流出している。今日わが国に残存する貨幣はそれほど多くない。維新以来の国事多端なときに紙幣を発行して一時の急を救ったのはやむをえないが、「幸ひに今日の無事に當り之を救ふの方法を設け其基本を鞏固にせざれば、終に不測の患害を被るや必せり。」不換紙幣の弊を是正する方法は「至難中の最至難」に属するため、なかなか策を講じがたいであろうが、「一日之を怠れば一日の弊あり、其弊の極る所……國家の傾覆を速く」に至ると思われる。

これに対処するには「先づ基本たる現貨を備へ、紙幣を以て現貨に交換」すべきである。紙幣との交換に用いる現貨を整えることは難しいが、紙幣の増発を今後認めないだけでなく、機会をとらえてその回収をはかれば、兌換制の実施という長期的目標を達成する端緒となるであろう。一方、紙幣の信用を維持する根拠となる正貨準備金については、大蔵省は現在保有する1000万円とは別途にその増殖をはかることを決定し、金貨を国庫に蓄えてこれを支出せず、その金額は既に500万円に達しているが、金塊で蓄えれば鋳造費用を要しないし、紙幣の信用維持という点では金貨で保有する場合と差違がない。

以上のような松方の建議は、この建議が提出された翌10月の大隈大蔵卿の「國家理財ノ根本ヲ確立スルノ議」に取り入れられた。大隈の建議は明治8年に行われた彼の一連の財政建議の一つであって、「量入為出ノ理」に基づいて国家理財の根本を確立し、現今の金融梗塞を開拓するため当面急を要する措置10項目を主張したものであるが、その中に「楮幣ハ現額ヲ漸次減却スルヲ目的トシ、決シテ其數ヲ増額ス可カラサルヲ要トス可キ事」、および「準備金ハ固有ノ一千万円ノ

外尚ホ注意ヲ加ヘ、金貨ハ固ヨリ地金ノ類モ之レヲ純塊トシ、漸次増殖、紙幣ノ力ヲ充備スルヲ勉ム可キ事」⁽⁷⁾を掲げていた。

その限りでは松方と大隈との間に対立があったとはいえない。また、松方が懸念していたのは、「『不測ノ患害』と準備正貨をもたない紙幣発行による幣制の紊乱、そこから派生する正貨流出」にすぎなかったと見る向きもある。しかし、松方がこの段階で不換紙幣の消却と兌換制度の確立を主張していたという事実は否定できない。大隈もほぼ同じ方向を指向したように見られるが、紙幣の兌換に固執した松方と、明治13年5月の通貨改革の建議で示したように紙幣通用の制度自体に弊害を認めなかった大隈とでは、基本的ともいえるほどの違いがあったのではないかろうか。松方も述べたように「今日の無事に当」たっては、その相違は表面化しなかったであろうが、「不測の患害」に直面したときにはもはや覆いがたくなるであろう。そこまで論じなくても、正貨蓄積のための輸入抑制について松方が、「画然十年間ヲ期シテ断然特命ヲ諸官庁ニ下シ……一切其輸入舶來ニ資ルヲ禁シ、強メテ内国所産ノ物品ヲ用ヒシムヘシ」と、大隈より厳しい方針を建言⁽⁸⁾したのは、不換紙幣の弊害に対する認識の違いに発するものであったようと思われる。

- (1) 「松方伯財政論策集」(大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第1巻、改造社、昭和6年、所収) 参照。
- (2) たとえば海野福寿「松方財政と地主制の形成」(岩波講座『日本歴史15』近代2、岩波書店、昭和51年、所収) 101ページ。
- (3) 明治8年9月「通貨流出ヲ防止スルノ建議」(前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻所収) 282ページ。
- (4) 前掲「松方財政と地主制の形成」101ページ。
- (5) 前掲「通貨流出ヲ防止スルノ建議」286～288ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (6) 中村尚美『大隈財政の研究』校倉書房、昭和43年、98ページより引用の大隈文書。
- (7) 前掲「松方財政と地主制の形成」101ページより引用の大隈文書。
- (8) 同上、101ページ。
- (9) 岡田俊平『明治期通貨論争史研究』千倉書房、昭和50年、56～57ページ。

(2) 「財政管窺概略」

大隈の建議に対する反対論

明治13年（1880年）5月、大隈重信が外債5000万円の発行を中心とする通貨改革に関する建議を提出し、佐野常民大蔵卿がこれに対し反対意見を唱えたことは前述したが、当時内務卿であった松方正義も、三条実美太政大臣の諮詢にこたえて13年6月に反対意見を提出した。松方の「財政管窺概略」と題する意見書がそれであるが、松方は大要次のように主張した。⁽¹⁾

流通紙幣を正貨と交換・消却するという大隈卿の通貨改革に関する建議は「貨幣の常則」であることはいうまでもない。しかし、これを言うは「甚だ易く而して善」いが、実行することは「甚だ難く而して危ふ」い。特に外債発行の件は「始めに易くして終りに難」いので、「断然今日に決行す可からざるもの」と考える。では、銀貨相場の高騰・紙幣価値の下落・物価騰貴といった現状をどのようにして打開するか。「目下最も當に勉む可きの要点」を掲げれば以下のとおりである。

第1に、準備金の状況を勘案してまず約1000万円の紙幣を消却するとともに、1500万円の紙幣を金札引換公債に引き換える。一方、毎年、外国為替金で準備金の増殖をはかり、ある金額まで蓄積したならば、現在の不換紙幣を兌換紙幣とすることを目標として漸次消却し尽くす方法を取る。この場合、決して危険な策を用いてはならない。

第2に、海關税、官有鉱山収入金、民有鉱山生産品の買入れ、北海道物産・三池石炭の輸出代金、生糸・茶等輸出代金を掌握し、あるいは横浜に輸出品を担保とする貸付機関を設けて輸出を奨励するといった方法で正貨の吸収をはかり、準備金の増殖に努め紙幣価値を維持する。

第3に、米穀の民間輸出を停止し、米穀の輸出は政府の独占とする一方、吸収した正貨の一部で安い外米を輸入して備蓄し、米価の上昇時にこれを放出して米価の騰貴を防止する。

第4に、「国益を謀る基業の大目」として次の9項目が挙げられる。①農工商

を勧奨して物産を増殖すること、②徒手窮乏の士族を誘導して産業を起こさせること、③内国の物産を興し、生産品を直輸出する便を開いて貿易権を掌握するため、外国為替を取り扱い、「貨幣の発行」を認められる「正金銀行」を設立すること、④「貿易上の第一至害」というべき「奸計詐偽の行ひ」を排除するため、信用ある貿易会社を設立すること、⑤生糸の品質を改良し輸出の増進をはかるため生糸会社を設立すること、⑥節儉の精神を養い冗費を省くこと、⑦外国品の購入など正貨を必要とすることは特に節約をはかること、⑧民業に属する政府事業は民有に帰せしめること、⑨印刷局が大蔵省に属しているため政府は思うままに紙幣を製造し、その底止するところを知らず、国民の疑惑を招くおそれがないでもないので、印刷局は速やかに民有とすること。

以上は「目下正金の不足に苦しみ、随つて紙幣の下落を生ぜり、故に只之を救ふの急策を立つるに止まる」ものであった。しかし、松方は建議の最後の部分で「之れを永遠の財政に施すも亦敢て其法を誤まらざるべし」と述べていた。その意味では、この建議は松方財政と称せられるものの基本線の全容——大まかなものとはいえ——を示していたといえないことはない。

「財政管窺概略」の評価

上述のように、松方の意見書「財政管窺概略」は、直接的には、正貨不足・紙幣価値下落に対応する応急策を建言したものであった。したがって、翌14年に提出された「財政議」と比較すると、「政策としては体系性はみられずかなり網羅的である⁽²⁾」との批評を免れない。しかし、外債5000万円の発行と準備金1750万円の払出しを中心にして一挙に紙幣整理を断行しようという「大隈の現実から遊離した紙幣整理案とくらべると、政策として地味ながら堅実性をもつ」と評価されている。⁽³⁾ 将来に禍根を残すような急激な紙幣消却策に反対し、準備金と金札引換公債によって漸次その消却を進める一方、準備金の増殖に努めて漸進的に兌換制への移行を達成するという「きわめて正統的な整理方法」を提唱した点に、「大隈とは異なる彼の紙幣消却への態度が表われて」いたといえよう。⁽⁴⁾

しかし、見方によっては、大隈と松方との意見の相違点は紙幣の全額即時消却

か漸次消却かの違いだけであったともいうことができる——後に述べるように実はこの違いが重要なのであるが——。紙幣消却の必要を説くに至った両者の思考・認識に違いがあったとしても、紙幣消却を目指す両者の姿勢に対立はない。また、全額即時か漸次かという一点を除けば、松方の「財政管窓概略」において主張されている諸施策は、「大限によりすでに提案されていたことの反覆あるいは一般論の祖述」⁽⁵⁾にすぎなかったともいわれている。松方が提唱した正貨吸收策や国益を計る基業の大目と、大限が12年6月の「財政四件ヲ挙行セン事ヲ請ノ議」において提唱した、①「務めて道路海港等を修築改良し、以て交通運輸の便利を興し」、②「農商工諸職業を振起盛大にし、物産の増殖若くは輸出を謀り」、③「外品需用の額数を省減し」、④「不利なる海関税則を改正」⁽⁶⁾することとの間にはさほど相違はなかったように思われる。紙幣消却と正貨蓄積という目標が設定されるならば、当時の経済的諸条件のもとでは、だれが考えても同じような方策にたどりつくのは当然であろう。

松方は、大限の提唱する紙幣の正貨との交換・消却は「貨幣の常則」であるとし、これに反対しなかった。ただ、外債発行については「断然今日に決行す可からざるものなり」と強く反対したが、その理由は「始めに易くして終りに難い」と述べるにすぎなかった。せいぜいのところ「大に実際に適せず時勢に違う」と主張したにとどまる。松方の「財政管窓概略」は、佐野大蔵卿の反対意見とともに、大限の提案（通貨改革の建議）を葬り去る「理論的根拠」となったと評価されているが、それほどのものではないという批判も見られるのはもっともなようと思われる。

(1) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第4巻、大蔵省印刷局、昭和33年、979～982ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。

(2) 原田三喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社、昭和47年、171ページ。

(3) 同上、171～172ページ。

(4) 同上、172ページ。

(5) 前掲「松方財政と地主制の形成」102ページ。

(6) 藤村通『明治財政確立過程の研究』中央大学出版部、昭和43年、305ページより引用の大限文書。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた。

- (7) 前掲『大隈財政の研究』186ページ。
- (8) 前掲「松方財政と地主制の形成」102ページ。

(3) 「財政議」

その要旨

前述のように、明治14年（1881年）7月に大隈・伊藤の連名で「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立セン事ヲ請フノ議」が提出されると、松方は同年9月6日に「財政議」と題する意見書を太政大臣に提出した。前年の「財政管窺概略」と比べると、「概略」が松方財政の全容を示したのに対し、「財政議」は松方財政の核心を明確詳細に浮き彫りにしたといわれているが、⁽¹⁾中央銀行設立構想が盛り込まれていたかどうかが決定的な相違点であったと思われる。まず「財政議」の内容について見てみよう。⁽²⁾

その冒頭において松方は、内務卿の地位にありながらあえて財政金融問題に關し建議を作成するに至った事情を述べている。すなわち、わが国財政の現状を観察すると甚だ「杞憂に堪へざるもの」があるが、事は財政にかかわる問題であり越権・干渉のおそれがあるので、卑見を吐露しようとしたものの断念したことが前後数回に及んだ。しかし、「財政整はざれば百業挙らず、況や國家の安寧幸福に於てをや。故に今議の財政に涉るは固より現職の重きを顧みるに在ればなり」と。

このような気持ちで執筆された「財政議」がまず強調した点は、「國に財政あるは猶ほ人に氣脈あるがごとし、氣脈通ぜず死滅隨て至る、財政整理せず國家衰頽必ず隨ふ」という認識のもとに、一刻も早く財政の混乱を是正しなければならないということであった。ここで松方のいう「財政」とは通貨・金融を含む広義のものと解せられるが、このような財政の混乱が生じたのはいかなる原因によるのであろうか。彼はその点について次のように主張した。

現行の紙幣が不換紙幣化したのは、維新の政変に伴うやむをえない事情に基づくものであることは、内外の人は皆よく承知している。しかし、今日に至り紙幣

価値が落勢に傾き、皆が困難を訴えるようになってきた以上、政府としては、当初の発行理由のいかんにかかわらず紙幣の消却をはからなければ、国民に対する義務に反するだけでなく、国家将来の計もなしがたい。紙幣価値下落の原因は単にその増発のみにあるのではなく、政府の準備金が年々空乏を告げることが多くなったことにもある。「正貨の実体に勢力無きや此の如」き状態であるのに、「貨幣の虚影」である紙幣が独りだけその勢力を有することはできようはずがない。

それでは、正貨空乏の原因は何であるか。それは「一、二にして能く尽す可きに非ず」と思われるが、「専ばら貿易の出入相償はずして濫出の多きに帰せざるを得ず。貿易の出入相償はざるは物産の繁殖せざるに原由す。物産の繁殖せざるは貨幣運用の機軸定まらずして、貯本礙滯の故たるや明らか」である。したがって、「紙幣の下落は正貨の足らざるに原し、正貨の足らざるは物産の繁殖せざるに因る。物産繁殖せざるは貨幣運用の機軸定まらざるに帰する」といえる。ところが「世の論者は紙幣の下落を以て單に其増発に帰し減却の説を唱ふれども正貨を収めて償還するの法あるを知らず、物産興隆の事に於ては紙幣を便用して貯本を流通するの道あるを弁ぜず漫に勤獎保護を非議するは、蓋し時勢に關にして論理に惑へるの甚しきもの」といわざるをえない。「方今之急要は貨幣運用の機軸を定め、正貨を蓄積して紙幣償還の元貯を充実せしめ、物産を興隆して輸入を制するの目的を立てざる可からず」と松方は述べた。紙幣価値の下落・正貨の空乏・輸出入の不均衡・産業の未發展に処するの道は、結局、貨幣運用の機軸を定めることに帰着するという主張である。そして、「貨幣運用の機軸を定むるとは何ぞや」と自問し、「日本帝国中央銀行を設立する是れなり」と明快に結論したうえ、その中央銀行設立構想を開陳した。

その構想の内容については別項で述べるが、中央銀行の設立と同時に松方は、「地方の散金余貯を集合して広く活動するを本旨」とする「貯蓄銀行」と、「資本流通の便を謀り、物産を興隆し、事業を進捗せしむるを目的」として「専ばら農工業水陸運搬等の起業を助くる」「勧業銀行」設立の必要性を説き、「中央銀行は貯蓄勧業両銀行と相鼎立し、一は全国貨幣の機軸となり一は勧業の媒介者となり、共に國を益し人を富ますの至大要具とす」と主張した。松方が中央銀行の設

立のみにとどまらず、一つの金融体系を構想していたことを示すものとして注目されるが、さらに松方は国立銀行の銀行券発行権も「皆悉く中央銀行に収め、其性質を変じて私立のものたらしめ、又政府の紙幣をも廢止し独り中央銀行の一種となす」という、通貨・金融制度に対する確固たる展望を示した。

最後に、松方は「財政議」を結ぶに当たり「嗚咽涕泣言はんと欲して言ふ能はず、然れども衷情涌くが如く黙せんと欲して遂に亦黙するに忍びざるものあり」として、次のように述べた。政府の目的は定まらず人心は動搖し、上下とも時勢の流れに左右されて目先の安樂をむさぼり、その帰着するところを理解していない。いつか財政がますます危機に陥るならば、外国から資金を仰ごうという意見が必ず出てくるであろう。また、実際に外資に依存せざるをえないという不幸にひんすることになる。しかしあが国の現状を直視すると、税権も法権も一つとしてわが国に帰するものではなく、劣悪弱体な地位にある。知識・財力に富む外国から資金を仰ぐならば、一時は正金の流通も可能となるであろうが、患害の百出することは明らかである。そうなったとき、この建議で提唱したことを実施しようとしても手遅れとなろう。行き着くところ、エジプト・トルコ・インドのような悲惨な状態に陥ることになっても、ただ手をつかねて待つことになりかねない、と。

ややおおぎょうともいえるこの発言は、大隈・伊藤の公債新募・一大正金銀行設立の建議を強く意識したものであったことはいうまでもないが、同建議が一応裁可されたことに対する松方の危機感・焦慮を十分にうかがわせている。松方がいかに真剣であったかは次の挿話からも知られよう。「財政議」を提出したあと松方は伊藤博文を訪問し、国家財政の危機を論じ「帝国の財政をして、今日の窮状に陥るに至らしめたものは、大隈と卿との責任である。今日国家救済の道は、財政の根本的整理を断行するにあるのみ。若し夫れ現状の推移に任せて、荏苒歳月を経過せん乎、我国は埃及、土耳其の覆轍を踏むの外は無い。予は深く此に憂ふる所あり、既に其の鄙見を三条首相に提出した。此議にして行はれざるに於ては、予は其職を辞せねばならぬ。知らず、卿は猶ほ且つ大隈に追随して、依然其職に留まらんとする乎」と述べたと伝えられている。⁽³⁾「財政議」提出後といえば、

大隈追放計画が固まりつつあった時期とみられないこともないので、松方が職をかけてまで大隈との対決姿勢を打ちだしたというこの話は、にわかには信じがたい面もないではないが、話としては興味深い。

「財政議」の評価

上述の松方の「財政議」は、このような「整然たる体系は従来には見ることはできなかったもの」⁽⁴⁾であると評価されている。また、大隈らの公債新募・一大正金銀行設立という計画を「根底からくつがえす財政整理意見であった」ともいわれている。⁽⁵⁾確かに、前回の建議「財政管窺概略」と比べれば「財政議」は体系的・理論的であったといえよう。しかし、大隈らの建議に対する反対意見としては、どこまで評価できるか疑問であるとする向きもないではない。

既に述べたように松方は、財政の混乱・危機の原因を紙幣価値の下落に求め、紙幣価値の下落←正貨空乏←正貨流出←輸入超過←物産未繁殖←貨幣運用の機軸未定（金融の梗塞・通貨信用制度の未確立）という因果関係において事態をとらえていた。これに対し大隈は、当時の経済危機あるいはその財政経済政策遂行上的一大障害を金銀貨相場の騰貴現象としてとらえ、その原因を金銀貨騰貴←正貨欠乏←正貨流出←輸入超過←国内産業の未発達と関税自主権の未確定という因果関係に求めていた。

この両者を比較すると、危機の中心的現象を大隈は金銀貨の騰貴に求めたのに対し、松方は紙幣価値の下落という点に求め、また究極の原因を大隈は国内産業の未発達と関税自主権の未確定に求めたのに対し、松方は貨幣運用の機軸未定に求めた。その点での相違は確かに認められるものの、両者は「思考パターンとして同じである」、あるいは「ほぼ同一の論理に立っていた」といえないことはない。特に、紙幣消却・正金通用制の採用を提唱した明治13年5月の通貨改革の建議以降における大隈の紙幣増発の弊害に対する事実認識と、14年7月の公債新募・一大正金銀行設立の建議に見られた「中央銀行」の機能に対する大隈の期待を考慮すると、松方と大隈との差異は前述の因果関係の把握の仕方での違いよりも小さかったといえそうに思われる。

それでは、松方と大隈とを分けるものは何であったのか。大隈は正金通用の制を樹立するために紙幣の全額即時消却を意図した。これに対し松方は、「紙幣の下落は其原由する所独り増発の故のみに非ず、政府の準備空乏を告ぐること年一年より多きに因る。正貨の実体に勢力無きや此の如し、豈貨幣の虚影のみ独り其勢力を有す可きの理あらんや」という立場から、正貨準備の増殖により兌換制度を確立することを目標として、漸進的な紙幣整理を構想し、この紙幣整理と兌換券の発行を中心銀行の設立と結びつけて考えていた。その点は大隈と異なる特徴であり、「その限りで、大隈より松方の政策の方が、この時点で近代的貨幣・信用制度を創設するためにより適切であり、より現実的であったことはたしかである」といわれている。⁽⁸⁾しかし、大隈も14年7月の建議では中央銀行の設立と兌換制度の確立とを併せ考えており、この点でも松方は大隈と全く異なる思考をしていたわけではない。

しかし、紙幣消却の方法について大隈が全額即時消却を、松方が漸進的消却を提唱したという相違点は、単に消却速度が違うだけであるとして見過ごしてしまうことのできないような内容を含んでいるのではなかろうか。大隈が全額即時消却を決意するに至った理由は、一つには、「大隈財政の主軸ともいえる殖産興業政策の成果をも浸蝕しつくそうという経済危機の深化」⁽⁹⁾にあった。大隈は通貨の円滑な供給による産業の発展を重視しており、既述のように西南戦争以後の紙幣価値の下落——インフレーション——が産業の発展を阻害するようになったことに耐えられなかったのである。さりとて、紙幣消却に伴う通貨量の行き過ぎた縮小も産業の発展という観点から避けねばならなかった。13年5月の通貨改革建議において、通貨の欠乏を来すことはない旨を強調した理由はここにあるが、紙幣価値の下落を是正すると同時に通貨の一定量を確保しようとすれば、正貨との引換えによる紙幣の全額即時消却を強行する以外に手段はなく、そのために巨額の外債を募集しようとした。大隈の紙幣消却法はドラスティックであったが、経済に及ぼす影響はマイルドであったといえよう。

これに対し松方は、通貨価値の安定による産業の発展を重視していた。松方以下の発言はその点を明らかに示している。すなわち、「紙幣の処分を決行する

に当り、其価格の回復するに隨ひ一般の物価を低落し、農工商業に一時困難を来すことあるは自然の状勢、予じめ期せざるべからず、此事たる實に憂慮すべしと雖も、國家理財の長計上より之を見るときは固より一時の現象に過ぎざるなり、……紙幣の処分漸く歩を進め兌換の制度を実施し得るの日に至らば、実業者は皆其資本を放下するの道を求め相争ふて諸般会社の設立を企図し、一時活潑の盛況を社会に現出することあるべし、此活潑の盛況は曩きに紙幣処分断行の時に於ける社会不振の状況と前後相応じ決して避くべからざるの現象なりとす」と。松方は紙幣消却に伴うデフレーション——そういう言葉は用いていないが——を見通していた。外債依存を避け、漸進的に紙幣消却を図ろうとする彼の手法は一見マイルドのように見えて、経済に及ぼす影響はドラスティックであった。

この点における両者の違いは大きい。大隈をもって「成長論」者、松方をもって「安定論」者にたとえることができるならば、政策面における「成長論」者と「安定論」者との差異・対立は決して無視できないであろう。大隈と松方の政策構想の同一性・連続性を認めつつも、両者を画然と区別せざるをえない点はここにあると思われる。また「そこに大隈財政が一定の役割を演じた後に松方にその席をゆづらざるをえない必然性があった」のではなかろうか。

- (1) 前掲『明治財政確立過程の研究』373ページ。
- (2) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、983～988ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点・半濁点を入れた。
- (3) 德富猪一郎『公爵松方正義伝』乾巻、公爵松方正義伝発行所、昭和10年、793～794ページ。
- (4) 前掲『明治財政確立過程の研究』379～380ページ。
- (5) 前掲『大隈財政の研究』250ページ。
- (6) 前掲「松方財政と地主制の形成」103ページ。
- (7) 前掲『大隈財政の研究』202ページ。
- (8) 大石嘉一郎「『殖産興業』と『自由民権』の経済思想」(長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅰ』有斐閣、昭和44年、所収) 61ページ。
- (9) 前掲「松方財政と地主制の形成」98～99ページ。
- (10) 阪谷芳郎「松方伯ト明治ノ理財法」(前掲『明治前期財政経済史料集成』第1巻所収) 258ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (11) 前掲「『殖産興業』と『自由民権』の経済思想」61ページ。

(4) 日本帝国中央銀行設立構想

中央銀行設立の必要性

明治14年（1881年）9月提出の「財政議」において松方は、貨幣運用の機軸を定めるとは「日本帝国中央銀行」を設立することであると述べたが、貨幣運用の機軸はなぜ中央銀行でなければならぬかという点については以下のように説明した。⁽¹⁾

現在の大蔵省事務は欧米諸国の成法に範をとり、これを取捨改定して実施しているものであるから、周到綿密な出納簿記もようやくその緒につき、外部からはほとんど完全なように見えるけれども、その顕著な効果が表われていないのは「所謂機軸定まらずして」貨幣の運用がその度を得ないからである。また、大蔵省は財政のおおもとであるので、大蔵卿は全国貨幣の運用に当たりその疎通・梗塞の状況を脳裏におさめてこれをよく統轄し、歳入出の予算・決算等を正確に実施して実効を挙げ、内外国民の信用を集めることをその職務とすることはいうまでもないが、民間企業に対する資金の貸付とか、民間銀行に対する国庫金出納の一部委託とかいったことに、大蔵省が直接関与することは当を得たものとはいえない。それはかえって準備金たる正貨を消耗し、危険な状態を示現するという弊害を招くであろう。ヨーロッパ諸国における「財政の要訣」を考えてみると、もっぱら貨幣運用の機軸を確立し、いささかもその停滞梗塞の憂いがなく、産業奨励策とあいまって富強の実を挙げていないものはない。わが国の現状を考察し、遠くヨーロッパの実例に徴しても、「財政の目的は中央銀行の設立に帰する」と信ずる。

以上の松方の説明には幾つかの興味ある点が含まれている。その一つは、大蔵省とは別個に中央銀行を設立しなければならない理由が明示されたことである。もう一つは、ヨーロッパ諸国の経験を踏まえて中央銀行設立の必要性が説かれたことである。後の点は、明治11年2月に、当時大蔵大輔であった松方がフランス博覧会事務局副総裁としてフランスに出張した際、ヨーロッパ各国を歴訪して財政金融の制度・政策について学んできた成果を示すものとして注目に値しよう。

中央銀行設立の具体的構想

松方が「財政議」において今後設立すべき中央銀行の具体的な内容として摘記した点は、次のとおりである。⁽²⁾

第1 本行は日本帝国の中央銀行にして貨幣運用の機軸とする（現実に発足した中央銀行は「日本銀行」と称されたが、「財政議」では「日本帝国中央銀行」という名称が付されていた）。

第2 本行は官民共立のものとする。

第3 したがって株金は広く大衆から募集し、政府はこれに官金の出納を委託する。

第4 営業期限は25か年と定める（実際の日本銀行の営業年限は30年と定められた）。

第5 資本金は当分1000万円を目標とする。

第6 頭取および取締役は政府が特に選任するものとする（実際の日本銀行の役員は総裁・副総裁・理事と称せられたが、その任命権は政府が保有した）。

第7 検査役若干名を置き、官民互いにその半数を選任する（検査役とは監事を意味するものと思われる）。

第8 本行は大蔵省が管理するものとする（管理とは監督を意味し、後の日本銀行「監理官」などの先駆的表われといえる）。

第9 本店を東京に設け、各府県枢要の地には支店もしくは代理店を置き、全国の気脈を通すべし。ただし、漸次外国各地に支店を設けることにする。

第10 官金取扱い上の利益はこれを2分ないし3分し、その1分を本行に下付する。

第11 手形の割引または預り手形等の発行を許可する。

第12 本行の営業を分かちて「官金出納部」、「普通営業部」および「外国為替部」の3部とする。

この3部についてはさらに以下のような説明が付された。すなわち、官金出納部は「国庫の支出収入を取扱ふもの」とし、その「主眼は政府費用収入の諸金額を活動運用するに在り」とされた。ただし、当分の間は国庫金出納の取扱いに制

限を加えると定められていた。

普通営業部は「全国貨幣運用の景況を注視し其壅塞を開く」ことをもって主眼とし、「銀行普通の営業に従ふもの」とされた。ただし二つの条件が付された。一つは、「営業上小口の貸借をなさず、専ばら各地諸銀行又は諸会社等に対し全体の運用を綜理すべし」とされたことである。この点は「中央銀行」であることを意識したものといえよう。もう一つは、「本部の貸付金は八朱の利息と定むべし」として金利の最高限度を画されたことである。この金利の最高限度は、明治10年9月制定の利息制限法による上限（元金1000円以上の場合は年12%）と比較すればもとよりのこと、9年8月の改正国立銀行条例による国立銀行貸出金利の最高限度（年10%）と比べても低いが、その理由として、「貨幣の運用活動するときは一般に金利の下落するは当然の勢」であることと、「官金取扱上の利益を加算」したことが挙げられていた。

外国為替部は「直輸貿易を助け正金を国庫に蓄積する」ことを主眼とし、「専ばら直輸の為めに荷為替をなすもの」とされたが、「現在横浜正金銀行を合併して本部と定むべし」と明記されていた。これによれば、為替専門銀行としての横浜正金銀行を中央銀行の一部として吸収することが考えられていたことが分かる。もっとも、この松方の考えは後に変化するが、「荷為替の利息は平均四朱と定むべし」とされ、輸出為替買取り金利は国内金利の半分とすることが予定されていた点は注目されよう。

なお、上述したところでは銀行券発行に触れていないが、先に述べたように、中央銀行の「事業の進捗に隨ひ漸に就き機を図り、全国大小国立銀行の発行紙幣は皆悉く中央銀行に收め、……又政府の紙幣をも廃止し独り中央銀行の一種となす」と別記されていた。

以上、やや詳しく松方の「財政議」について述べたが、同建議を提出してから約1か月後に明治14年10月の政変が生じたという当時の政治情勢のもとでは「財政議」は採用されるに至らなかった。しかしこの「財政議」は、政変後大蔵卿に任せられた松方が翌15年に提出した「日本銀行創立ノ議」の前触れであったことは、両者を比べてみれば明らかである。その意味で「財政議」は葬り去られて煙

第1章 日本銀行の創立

と化したわけではなく、若干の変化は免れなかったものの、より発展した形で結実することになった。

- (1) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、987～988ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点・半濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、983～984ページ。